## 主 文 原判決を破棄する。 被告人中城覚は無罪 理 由

弁護人芝権四郎の末尾添付控訴趣意について

(二) 所論に鑑み記録反当審における事実の取調べの結果等を精査すると、昭和二十四年三月一四日頃被告人の酒類製造場において所轄卯之町税務署橋本事初官等が同年度の皆造検査と言われる現在酒の量並質の検査その他製造に関連を検察をしたがその際検査に従事中の同事務官等に対し被告人及びその酒造従事者は翌十五日頃便所に投棄したことが認められるのであると告げてその検査乃至は破棄の処理等にしなからであると告げてその検査方面とが認められるのであるし被告人等は有要請の承認を得たものとにしが現れるのが通念であるし被告人等は有要請の承認を得たものと認められるといたものと認められるのが通念であるし被告人等は有要請の承認を得ていたものと認められるがあり、そうでないにしても犯意が認められないのに原審がそれにした誤りがありその誤りは判決に影響を及ぼしていることが明らかであるにた誤りがありその誤りは判決に影響を及ぼしていることが明らかであるにある。

よつてその余の論旨に対する判断を省略し刑訴法第三九七条第三八二条に則り原判決を破棄し同法第四〇〇条但書により自判するに起訴状記載の本件公訴事実(その記載を茲に引用する)の如き所為をするについて前段説示に明らかなように被告人は正規の承認を得ていたものであり、又被告人の犯意が認められないので刑訴法第四〇四条第三三六条により無罪を言渡す。

仍つて主文の通り判決するのである。

(裁判長判事 三野盛一 判事 谷弓雄 判事 太田元)